

## 船舶事故調査報告書

平成21年11月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 長 後 藤 昇 弘  
委員 楠 木 行 雄  
委員 横 山 鐵 男（部会長）  
委員 山 本 哲 也  
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成20年8月9日 23時30分ごろ
発生場所	長崎県五島市大瀬崎灯台から真方位233° 2.4海里付近 (概位 北緯32° 35.4′ 東経128° 33.8′)
事故調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を長崎地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一 <sup>まきく</sup> 喜久丸、19トン NS2-24079（漁船登録番号）、有限会社喜久丸水産 23.85m×5.40m×1.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成10年3月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年12月22日 免許証交付日 平成16年2月10日 (平成21年3月9日まで有効) 甲板員A 男性 58歳 昭和43年から漁船に乗り組み、まき網船団の漁ろう長を務めた経験があった。平成15年2月から本船に甲板員として乗り組んで、 <sup>あば</sup> 浮子網の導索を取る作業を担当していた。
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、中型まき網漁業の網船で、平成20年8月9日17時00分ごろ、船長ほか11人が乗り組み、まき網漁の目的で、僚船5隻とともに長崎県五島市矢神漁港を出港し、20時00分ごろ、大瀬崎南西方沖の漁場において操業を開始した。 本船は、3回目の投網作業終了後、網を巻き締めるため、運搬船の船尾方2～3mに接近して、甲板員Aが浮子網の導索（以下「導索」という。）を受け取り、ウインチ操作を担当する機関員が船首部のウインチで巻き込むとともに、船長が機関を後進にかけて運搬船から離れた。 船長は、本船が運搬船から離れたあと機関を中立とし、操舵室内で各漁ろう機器の油圧スイッチを入れていたが、運搬船との距離が通常より離れてい

	<p>ることに気付かず、23時30分ごろ、船首部付近で導索が破断し、破断した導索が、船首部において導索を保持していた甲板員Aを直撃した。</p> <p>甲板員Aは落水して同僚に引揚げられ、玉之浦港から病院に搬送されたが、その後死亡し、死因は頸部損傷による外傷性ショック死と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海面 平穏</p>	
その他の事項	<p>導索は、合成繊維製で、直径約24mm（長さ約8m）のロープ（以下「24mmロープ」という。）と直径約18mm（長さ約12m）のロープ（以下「18mmロープ」という。）をつなぎ合わせたものであった。</p> <p>本船は18mmロープ側から船首部のウインチで巻き込み始め、24mmロープは運搬船に積載している浮子ワイヤーにつながっており、浮子ワイヤーは長さ約100mで、その中間を運搬船の船首部に係止していた。</p> <p>導索は1ヶ月毎に交換しており、破断した導索は事故発生の2～3週間前から使用していた。</p> <p>破断した導索は、24mmロープと18mmロープの連結部近くの18mmロープであった。</p> <p>導索を巻き込んでいた船首部のウインチドラムは直径約30cmであった。</p> <p>導索及び浮子ワイヤーをウインチで巻き込む際、ワイヤーを巻き込み始めるまでは早く巻いており、いつもは24mmロープを巻き始めるころから、導索が張り始めていた。</p> <p>事故当時は、18mmロープをウインチドラムに3回くらい巻いたころから導索が張り始め、その後1～2回巻いたときに破断した。</p> <p>導索をウインチで巻き込む作業の際は、導索、浮子ワイヤー等の長さから、本船と運搬船との距離を30m以内に保つ必要があった。</p> <p>船長は、事故発生場所付近がいつもより水深の浅い漁場であったので、漁網が海底に接触しないよう揚網を急いでいた。</p> <p>甲板員Aは、ヘルメット、合羽、軍手及びゴム長靴を着用していたが、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>本船及び運搬船の乗組員は、導索が甲板員Aを直撃したところを目撃していない。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>死因は頸部損傷による外傷性ショック死であった。</p> <p>甲板員Aは、ウインチに巻き込んだ導索が破断し、破断した導索が直撃したことにより、頸部損傷に至ったものと考えられる。</p> <p>本船が運搬船から受け取った導索をウインチに巻き込む際、運搬船との適切な距離が保たれず、導索に過大な張力が加わった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、操舵室内で各漁ろう機器の油圧スイッチを入れることに注意が向いていたため、運搬船との</p>

	適切な距離が保たれていないことに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、大瀬埼南西方沖において、投網した漁網を巻き締めるため、運搬船から受け取った浮子綱の導索を運搬船から離れながらウインチで巻き込む作業中、運搬船との適切な距離が保たれなかったため、導索に過大な張力が加わって破断し、甲板員 A を直撃したことにより発生した可能性があると考えられる。